

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成29年 6月21日

昭島市長 臼井 伸 介

記

諮問第 58 号

本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

諮問第 59 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 60 号

個人情報の目的外の利用について

諮問事項の詳細は、別紙1、2及び3のとおり

別紙 2

諮問第 59 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮問する。

国保情報集約システムの導入に伴う東京都国民健康保険団体連合会を通じた他の区市町村への個人情報の外部提供について

平成27年5月に改正された国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、これまで区市町村が保険者として運営をしてきた国民健康保険は、平成30年度から都道府県及び区市町村が共同して運営し、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、制度の安定化を目指すこととなりました。このことに伴い、区市町村は、新たに導入される国保情報集約システムを通じて国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の資格及び高額療養費に係る情報を同システムの運用を委託している東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」といいます。)に提供し、また、国保連から他の区市町村の情報提供を受けることにより、都内において住所の異動があった被保険者の高額療養費に係る事務の適正な処理を行います。

本市で管理している被保険者の情報は、委託契約に基づき国保連が管理している国保情報集約システムに提供されますが、上記の処理を行うため、必要に応じて同システムからさらに電気通信回線による電子計算機の結合により他の区市町村へと提供されることとなります。このことが、条例第14条第2項の規定により制限されている電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。なお、電気通信回線を通じて国保連から他の区市町村に提供する被保険者の情報、使用する電気通信回線等は、次のとおりです。

(1) 提供する個人情報

保険証の記号・番号等の資格に係る情報、高額療養費に係る情報

(2) 使用する電気通信回線

国保連が敷設する保険者ネットワーク(インターネット回線から分割された専用回線)

(3) 運用開始時期

平成29年7月末ごろからテスト運用開始

平成30年4月から運用開始

電子計算組織の結合に当たっては、以下の措置を講じセキュリティ対策に万全を期します。

- (1) データ連携用端末を用いて本市の電算処理システムと国保情報集約システムを結合する。
- (2) データ連携用端末と国保情報集約システムの通信は外部から内部のコンピュータネットワークへの侵入を阻止する措置（ファイヤウォール）により特定の経路のみに限定し、かつ、暗号化通信のみを許可する。また、データ連携用端末にはウィルス対策ソフトを導入して、システム及びデータの保護を図る。
- (3) データ連携用端末及び国保情報集約システムの端末の起動には、ユーザーID・パスワード等で確認措置をとるものとする。
- (4) システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理を十分認識するよう指導する。
- (5) 国保連が敷設する保険者ネットワーク及び国保情報集約システムは集中監視による高度なセキュリティ対策を実施する。

平成29年 6月30日

昭島市長

白井伸介 殿

昭島市情報公開・個人情報保護

運営審議会会長 大野隆司

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成29年6月21日付け29企法指第18号にて諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第58号

本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

諮問第59号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第60号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第59号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

国民健康保険の広域化に伴い、国保情報集約システムを導入することにより、同システムの運用を委託している東京都国民健康保険団体連合会から電気通信回線を通じて被保険者の高額療養費に係る情報を都内の他の区市町村に提供することについては、業務の適正な処理を図るうえで有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、十分に留意し、適正な運用に努めていただきたい。